

○文部科学省令第一号  
博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第五条第一項第一号及び第三号、第六条第二号、第十三条第二項、第二十五条並びに第三十一条第一項及び第二項の規定に基づき、博物館法施行規則の一部を改正する省令

博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正前欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げないものは、これを加える。

令和五年二月十日

博物館法施行規則の一部を改正する省令

博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

博物館法施行規則の一部を改正する省令

文部科学大臣 永岡 桂子

博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正前欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げないものは、これを加える。

改 正 後

改 正 前

## 目次

- 第一章 博物館に関する科目的単位（第一条・第二条）
- 第二章 学芸員及び学芸員補の資格（第三条・第十八条）
- 第三章 博物館の登録に係る基準を定めるに当たつて参考すべき基準（第十九条・第二十一条）
- 第四章 博物館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たつて参考すべき基準（第二十二条）
- 第五章 博物館に相当する施設の指定（第二十三条・第二十七条）

## 附則

（博物館実習）

**第二条** 前条に掲げる博物館実習は、博物館（法第二条第一項に規定する博物館をいう。以下同じ。）又は法第三十一条第一項の規定に基づき文部科学大臣若しくは都道府県若しくは指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の教育委員会が博物館に相当する施設として指定した施設（大学においてこれに準ずると認められた施設を含む。）における実習により修得するものとする。

〔略〕

2 「同上」

## 第二章 学芸員の資格認定

- 第一章 博物館に関する科目的単位（第一条・第二条）
- 第二章 学芸員の資格認定（第三条・第十七条）
- 第三章 博物館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たつて参考すべき基準（第十八条）
- 第四章 博物館に相当する施設の指定（第十九条・第二十四条）
- 第五章 雜則（第二十五条・第二十九条）

## 附則

（博物館実習）

**第二条** 前条に掲げる博物館実習は、博物館（法第二条第一項に規定する博物館をいう。以下同じ。）又は法第二十九条の規定に基づき文部科学大臣若しくは都道府県若しくは指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の教育委員会の指定した博物館に相当する施設（大学においてこれに準ずると認められた施設を含む。）における実習により修得するものとする。

〔号を加える。〕

2 「号を加える。」

## 第二章 学芸員の資格認定

### （資格認定）

- 第三条 法第五条第一項第三号の規定により学芸員となる資格を有する者と同等以上の学力及び経験を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第一百五十五条第一項各号のいずれかに該当する者であつて、大学において博物館に関する科目的単位を修得したもの

二 この章に定める試験認定又は審査認定（以下「資格認定」という。）の合格者

（資格認定の施行期日等）

第四条 資格認定は、少なくとも一年に一回、文部科学大臣が行う。

2 資格認定の施行期日、場所及び出願の期限等は、あらかじめ、官報で公告する。ただし、特別の適切な方法により公示する。

## 第二章 資格認定の施行期日等

第四条 資格認定は、毎年少なくとも各一回、文部科学大臣が行う。

2 資格認定の施行期日、場所及び出願の期限等は、あらかじめ、官報で公告する。ただし、特別の事情がある場合には、適宜な方法によつて公示するものとする。

## (試験認定の受験資格)

**第五条** 次の各号のいずれかに該当する者は、試験認定を受けることができる。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一百二十二条第一項本文の規定により大学院に入学することができる者
- 二 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得した者（学校教育法施行規則第百五十五条第二項各号のいずれかに該当する者を含む。第九条第三号ロにおいて同じ。）であつて、二年以上博物館における博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業に関する実務（法第五条第二項に規定する職の実務を含む。以下「博物館資料関係実務」という。）を行つた経験を有するもの
- 三 学校教育法第九条第一項の規定により大学に入学することができる者であつて、四年以上博物館資料関係実務を行つた経験を有するもの
- 四 「略」

〔号を削る。〕

## (試験認定の方法及び試験科目)

**第六条** 「略」

3 試験科目は、次表に定めるとおりとする。

	試験科目
生涯学習概論	
博物館概論	
博物館經營論	
博物館資料論	
博物館展示論	
博物館教育論	
博物館情報・メディア論	

## (試験認定の受験資格)

**第五条** 次の各号のいずれかに該当する者は、試験認定を受けることができる。

- 一 学士の学位（学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第二条の二の表に規定する専門職大学を卒業した者に授与する学位を含む。第九条第三号イにおいて同じ。）を有する者
- 二 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得した者で二年以上学芸員補の職（法第五条第二項に規定する職を含む。以下同じ。）があつた者

〔号を加える。〕

## (試験認定の方法及び試験科目)

**第六条** 「同上」

3 試験科目は、次表に定めるとおりとする。

選択科目	必須科目	試験科目	試験認定の必要科目	上記科目の全科目
文化史				
美術史				
考古学				
民俗学				
自然科学史				
上記科目のうちから受験者の選択する二科目				

## (審査認定の受験資格)

**第九条** 次の各号のいずれかに該当する者は、審査認定を受けることができる。

一 次のいずれかに該当する者であつて、二年以上博物館資料関係実務を行つた経験を有するもの

イ 学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）による修士の学位又は専門職学位を有する者（学校教育法施行規則第百五十六条各号のいずれかに該当する者を含む。）

ロ 学位規則による博士の学位を有する者（旧学位令（大正九年勅令第二百号）による博士の称号を有する者及び外国において博士の学位に相当する学位を授与された者を含む。）

二 大学において博物館に関する科目（生涯学習概論を除く。）に関し二年以上教授、准教授、助教又は講師の職にあつた者であつて、二年以上博物館資料関係実務を行つた経験を有する者

三 次のいずれかに該当する者であつて、都道府県の教育委員会の推薦するもの

イ 学校教育法第二条第一項本文の規定により大学院に入學することができる者であつて、四年以上博物館資料関係実務を行つた経験を有するもの

ロ 大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得した者であつて、六年以上博物館資料関係実務を行つた経験を有するもの

ハ 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入學することができる者であつて、八年以上博物館資料関係実務を行つた経験を有するもの

四 「略」

## (筆記試験及び試験認定合格者)

**第十二条** 試験科目（試験科目の免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。）の全部について合格点を得た者（試験科目の全部について試験の免除を受けた者を含む。以下「筆記試験合格者」という。）であつて、一年間博物館資料関係実務を行つた後に文部科学大臣が認定したものと試験認定合格者とする。

2 「略」  
(不正の行為を行つた者等に対する処分)

第十七条 「略」  
2 「同上」  
〔項を削る。〕

## (審査認定の受験資格)

**第九条** 次の各号のいずれかに該当する者は、審査認定を受けることができる。

一 学位規則による修士若しくは博士の学位又は専門職学位を有する者であつて、二年以上芸員補の職にあつた者

物理
化学
生物学
地学

## (試験認定合格者)

**第十二条** 試験科目（試験科目の免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。）の全部について合格点を得た者（試験科目の全部について試験の免除を受けた者を含む。以下「筆記試験合格者」という。）であつて、一年間芸員補の職にあつた後に文部科学大臣が認定した者と試験認定合格者とする。

2 「同上」  
(不正の行為を行つた者等に対する処分)

第十七条 「同上」  
3 「同上」  
前二項の処分をしたときは、処分を受けた者の氏名及び住所を官報に公告する。

(学芸員補となる資格を有する者と同等以上の学力及び経験を有する者)

**第十八条** 法第六条第一号に規定する学芸員補となる資格を有する者と同等以上の学力及び経験を有する者として文部科学省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 大学に二年以上在学し、博物館に関する科目的単位を含めて六十二単位以上を修得した者  
二 学校教育法施行規則第二百五十五条第二項各号のいずれかに該当する者であつて、大学において博物館に関する科目的単位を修得したもの

**第三章 博物館の登録に係る基準を定めるに当たつて参考すべき基準**

(博物館の体制に関する基準を定めるに当たつて参考すべき基準)

**第十九条** 法第十三条第二項の文部科学省令で定める基準であつて、同条第一項第三号に規定する博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制に係るもの

は、次の各号に掲げる事項とする。

一 博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。第四号、第二十一条第一号及び第二十四条第一項第一号において同じ。）並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し、当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもつて博物館を運営する体制を整備していること。

二 前号の基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。

三 前号に規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。

四 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。

五 単独で又は他の博物館若しくは法第三条第一項第十二号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。

六 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。

七 法第七条に規定する研修その他の職員が参加する機会が確保されていること。

(博物館の職員に関する基準を定めるに当たり参考すべき基準)

**第二十条** 法第十三条第二項の文部科学省令で定める基準であつて、同条第一項第四号に規定する学芸員その他の職員の配置に係るものは、次の各号に掲げる事項とする。

一 前条第一号の基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。

二 学芸員が置かれていること。

三 同条第一号の基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること。

(博物館の施設及び設備に関する基準を定めるに当たり参考すべき基準)

**第二十一条** 法第十三条第二項の文部科学省令で定める基準であつて、同条第一項第五号に規定する施設及び設備に係るものは、次の各号に掲げる事項とする。

一 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。

[条を加える。]

[章を加える。]

- 二 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。
- 三 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。
- 四 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他の博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。
- 第四章 [略]**
- 第五章 [略]**
- (申請の手続)
- 第二十二条 法第二十五条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。**
- 第六章 [略]**
- 第七章 [略]**
- 第八章 [略]**
- 第九章 [略]**
- 第十章 [略]**
- 第十一章 [略]**
- 第十二章 [略]**
- 第十三章 [略]**
- 第十四章 [略]**
- 第十五章 [略]**
- 第十六章 [略]**
- 第十七章 [略]**
- 第十八章 法第二十二条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。**
- 第十九章 [同上]**
- 第二十条 法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の指定を受けようとする場合は、博物館相当施設指定申請書(別記第九号様式により作成したもの)に次に掲げる書類等を添えて、国立の施設にあつては当該施設の長が、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号))第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十五条において同じ。)が設置する施設にあつては当該独立行政法人の長が文部科学大臣に、都道府県又は指定都市が設置する施設にあつては当該施設の長(大学に附属する施設にあつては当該大学の長)が、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第二百八号))第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。第二十五条において同じ。)が設置する施設にあつては当該地方独立行政法人の長が、その他の施設にあつては当該施設を設置する者(大学に附属する施設にあつては当該大学の長)が、その他の施設にあつては当該施設を設置する者(大学に附属する施設にあつては当該大学の長)が当該施設の所在する都道府県の教育委員会(当該施設(都道府県が設置するものを除く。)が指定都市の区域内に所在する場合は、当該指定都市の教育委員会。第二十一条において同じ。)に、それぞれ提出しなければならない。**
- 在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第二十五条において同じ。)に、それぞれ提出しなければならない。
- 一 指定を受けようとする施設の設置者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 指定を受けようとする施設の名称及び所在地
- 三 その他指定を行ふ者が定める事項
- 〔号を削る。〕
- 2 前項の指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 当該施設の運営に関する規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の施設の運営上必要な事項を定めたもの
- 二 次条第一項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類
- 三 その他指定を行う者が定める書類

- 一 当該施設の有する資料の目録
- 二 直接当該施設の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及び図面
- 三 当該年度における事業計画書及び予算の收支の見積に関する書類
- 四 当該施設の長及び学芸員に相当する職員の氏名を記載した書類
- 〔項を加える。〕

## (指定の審査)

**第二十四条** 文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会は、前条第一項の指定申請書の提出があつたときは、申請に係る施設が、次の各号に掲げる要件を備えているかどうかを審査するものとする。

一 当該施設の設置者が、その設置する博物館について法第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者でなく、かつ、その設置する施設について法第三十一条第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者でないこと。

二 当該施設における資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を行う体制が、当該施設が博物館の事業に類する事業を行つために必要なものとして文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の定める基準に適合すること。

三 当該施設における職員の配置が、当該施設が博物館の事業に類する事業を行つために必要なものとして文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の定める基準に適合すること。

四 当該施設及び設備が、当該施設が博物館の事業に類する事業を行つために必要なものとして文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の定める基準に適合すること。

五・六 【略】

文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会は、前項第一号から第四号までに規定する基準を定めるに当たつては、第十九条から第二十一条までの規定を参考して定めるものとする。この場合において、第十九条（第七号を除く）中「博物館資料」とあるのは「資料」と、同条第一号中「博物館を運営する」とあるのは「法第三十一条第一項の規定による指定を受けた施設（次条及び第二十一条において「指定施設」という。）を運営する」と、第二十条第一号及び第三号中「博物館」とあるのは「指定施設」と、同条第二号中「学芸員」とあるのは「学芸員に相当する職員」と、第二十一条第一号中「博物館資料」とあるのは「資料」と、同条第三号及び四号中「博物館」とあるのは「指定施設」とする。

## 3 | 【略】

(報告)

## (指定要件の審査)

**第二十条** 文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会は、博物館に相当する施設として指定しようとするときは、申請に係る施設が、次の各号に掲げる要件を備えているかどうかを審査するものとする。

「号を加える。」

一 博物館の事業に類する事業を達成するために必要な資料を整備していること。

二 博物館の事業に類する事業を達成するために必要な専用の施設及び設備を有すること。

三 学芸員に相当する職員がいること。

## 四・五 【同上】

〔項を加える。〕

## 2 | 【同上】

(報告)

## (指定の審査)

**第二十五条** 法第三十一条第一項の規定に基づき文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会が博物館に相当する施設として指定した施設（以下「指定施設」という。）が前条第一項に規定する要件を備えなくなつたときは、直ちにその旨を、国立の施設にあつては当該施設の長が、独立行政法人が設置する施設の長が、独立行政法人が設置する施設にあつては当該独立行政法人の長が文部科学大臣に、都道府県又は指定都市が設置する施設にあつては当該施設の長（大学に附属する施設にあつては当該大学の長）が、その他の施設には当該大学の長が、地方独立行政法人が設置する施設にあつては当該地方独立行政法人の長が、その他の施設にあつては当該施設を設置する者（大学に附属する施設にあつては当該大学の長）が当該施設の長（長）が当該施設の所在する都道府県の教育委員会に、それぞれ報告しなければならない。

## (指定要件の審査)

**第二十二条** 文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の指定する博物館に相当する施設（以下「博物館相当施設」という。）が第二十条第一項に規定する要件を欠くに至つたときは、直ちにその旨を、国立の施設にあつては当該施設の長が、独立行政法人が設置する施設にあつては当該独立行政法人の長が文部科学大臣に、都道府県又は指定都市が設置する施設にあつては当該施設の長（大学に附属する施設にあつては当該大学の長）が、その他の施設にあつては当該施設を設置する者（大学に附属する施設にあつては当該大学の長）が当該施設の所在する都道府県の教育委員会に、それぞれ報告しなければならない。

[条を削る。]

**第二十六条** 文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会は、自ら法第三十一条第一項の規定により指定した指定施設に対し、第二十四条第一項に規定する要件に關し、必要な報告を求めることができる。

報告を求めることができる。

(指定の取消)

**第二十七条** 法第三十一条第二項に規定する指定施設の指定を取り消すことができる事由は、次のとおりとする。

- 一 博物館の事業に類する事業を行つ施設に該当しなくなつたとき(法第三十一条第一項の規定による指定をした者が認めるとき)。
- 二 偽りその他不正の手段により法第三十一条第一項の規定による指定を受けたとき。
- 三 第二十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 四 前条の規定による文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の求めに対し報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

[章を削る。]

[第二十一条] 削除

**第二十二条** 文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会は、その指定した博物館相当施設が第二十条第一項に規定する要件を欠くに至つたものと認められたとき、又は虚偽の申請に基づいて指定した事實を発見したときは、当該指定を取り消すものとする。

(指定の取消)

[号を加える。]

**第二十三条** 文部科学大臣または都道府県若しくは指定都市の教育委員会は、その指定した博物館相当施設に対し、第二十条第一項に規定する要件に關し、必要な報告を求めることができる。

報告を求めることができる。

[号を加える。]

[号を加える。]

**第二十四条** 文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会は、その指定した博物館相当施設が第二十条第一項に規定する要件を欠くに至つたものと認められたとき、又は虚偽の申請に基づいて指定した事實を発見したときは、当該指定を取り消すものとする。

[号を加える。]

## 第五章 雜則

学士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者

**第二十五条** 第五条第一号及び第九条第三号イに規定する学士の学位を有する者には、次に掲げる者を含むものとする。

一 旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による学士の称号を有する者  
 二 学校教育法施行規則(昭和二十一年文部省令第十一号)第百五十五条第一項第二号から第八号までのいづれかに該当する者  
 (短期大学士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者)

**第二十六条** 第五条第一号及び第九条第三号ロに規定する大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得した者には、次に掲げる者を含むものとする。

一 旧大学令、旧高等学校令(大正七年勅令第三百八十九号)、旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)又は旧教員養成諸学校官制(昭和二十一年勅令第二百八号)の規定による大学予科、高等学校高等科、専門学校又は教員養成諸学校を修了し、又は卒業した者  
 二 学校教育法施行規則第百五十五条第二項各号のいづれかに該当する者  
 (修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者)

**第二十七条** 第九条第一号に規定する修士の学位を有する者には、学校教育法施行規則第百五十五条各号のいづれかに該当する者を含むものとする。  
 (修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者)

**第二十八条** 第九条第一号に規定する博士の学位を有する者には、次に掲げる者を含むものとする。  
 (博士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者)

一 旧学位令(大正九年勅令第二百号)による博士の称号を有する者  
 二 外国において博士の学位に相当する学位を授与された者  
 (専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者)

**第二十九条** 第九条第一号に規定する専門職学位を有する者には、外国において専門職学位に相当する学位を授与された者を含むものとする。

別記第1号様式（用紙の大きさは日本産業規格A4）

(試験認定受験願書)

## 受 験 願 書

年 月 日

収入印紙

文部科学大臣殿

ふりがな

氏 名

年 月 日 生

住 所

下記により博物館法施行規則による学芸員の資格認定を受けたいので必要な書類を添えて願い出ます。

受験資格 博物館法施行規則第5条 第1号 第2号 第3号 第4号 第5号 に該当  
受験場所

試験の免除を受けたい試験科目名

- (注) 1 受験資格中の該当番号を○印で囲むこと。  
2 受験者は、収入印紙の消印を押さないこと。

別記第一号様式及び別記第三号様式から別記第九号様式までを次のように改める。

(審査認定受験願書)

## 受 験 願 書

年 月 日

収入印紙

文部科学大臣殿

ふりがな

氏 名

年 月 日 生

住 所

下記により博物館法施行規則による学芸員の審査認定を受けたいので必要な書類を添えて願い出ます。

受験資格 博物館法施行規則第9条 第1号 第2号 第3号 第4号 に該当

(注) 1 受験資格中の該当号数を○印でかこむこと。

2 受験者は、収入印紙の消印を押さないこと。

別記第3号様式(用紙の大きさは日本産業規格A4)

試験認定合格申請書
年 月 日
文部科学大臣 殿
<p>博物館法施行規則第十二条第二項の規定に基づき、下記のとおり一年間博物館における博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業に関する実務（博物館法第五条第二項に規定する職の実務を含む。）を行ったことを申請しますので、学芸員資格認定の試験認定合格者として認定していただきますようお願いします。</p> <p>氏名 生年月日 住所 電話番号</p>

※以下所属長記載欄

1 在職期間等について			
在職期間	職名	1週間当たりの勤務日数・時間数	職務内容
自 年 月 至 年 月			
2 勤務先の施設について			
施設の区分	ア 登録博物館（博物館法第11条）（年 月 登録） イ 指定施設（博物館法第31条第1項）（年 月 指定） ウ ア・イ以外の施設（年 月 設置）		
常勤職員の勤務形態	1週間当たり 日勤務 1週間当たり 時間		
3 所属長所見			
<p>申請者が上記のとおり博物館における博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業に関する実務に従事したことを証明する。</p> <p>年 月 日 (施設名・役職・氏名)</p>			

別記第4号様式（用紙の大きさは日本産業規格A4）

合 格 証 書 証第 号

氏 名

年 月 日 生

上記の者は博物館法施行規則により学芸員の（試験認定）（審査認定）に合格し、  
学芸員となる資格を有することを証する。

年 月 日

文 部 科 学 省

別記第5号様式（用紙の大きさは日本産業規格A4）

## 筆 記 試 験 合 格 証 書

証第 号

氏 名

年 月 日 生

上記の者は博物館法施行規則第六条第三項に規定する試験認定の試験科目の全部について合格点を得たことを証する。

本証書を有する者は博物館法施行規則第十二条第一項の規定に基づき一年間博物館における博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業に関する実務（博物館法第五条第二項に規定する職の実務を含む。）を行った後に文部科学大臣に認定されることにより試験認定合格者となるものとする。

年 月 日

文 部 科 学 省

別記第6号様式（用紙の大きさは日本産業規格A4）

合 格 証 明 書

令 証 第 号

氏 名

年 月 日 生

上記の者は 年 月 博物館法施行規則による学芸員の（試験認定）（審査認定）に  
合格し学芸員となる資格を有することを証明します。

年 月 日

文 部 科 学 省

別記第7号様式（用紙の大きさは日本産業規格A4）

## 筆 記 試 験 合 格 証 明 書

令 証 第 号

氏 名

年 月 日 生

上記の者は博物館法施行規則第六条第三項に規定する試験認定の試験科目の全部について合格点を得たことを証明します。

本証明書を有する者は博物館法施行規則第十二条第一項の規定に基づき一年間博物館における博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業に関する実務（博物館法第五条第二項に規定する職の実務を含む。）を行った後に文部科学大臣に認定されることにより試験認定合格者となります。

年 月 日

文 部 科 学 省

別記第8号様式（用紙の大きさは日本産業規格A4）

## 筆記試験科目合格証明書

令 証 第 号

上記の者は博物館法施行規則による学芸員の試験認定において下記の受験科目について合格点を得たことを証明します。

記

施 行 年 月	合 格 点 を 得 た 受 験 科 目

年 月 日

文 部 科 学 省

別記第9号様式（用紙の大きさは日本産業規格A4）

## 指 定 申 請 書

記号番号

年 月 日

殿

申請者

申請者の住所又は主たる事務所の所在地

博物館法の規定により、下記施設を博物館に相当する施設として指定されるよう別添関係書類を添えて申請します。

記

設置者

代表者の氏名

設立年月日

施設名

施設所在地

備考 本様式による申請書に代えて、電子的方法、磁気的方法その他の方法により本様式の記載事項を記録したディスクその他これに準ずるものによる申請を行っても差し支えない。なお、都道府県又は指定都市の教育委員会に申請する場合にあっては、当該都道府県又は指定都市の教育委員会の定めるところによるものとする。

## 附 則

(施行期日)  
第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

## (経過措置)

第二条 博物館法の一部を改正する法律（令和四年法律第二十四号。以下この項において「改正法」という。）附則第二条第六項の規定により、改正法による改正前の博物館法第二十九条の指定を受けている施設で、改正法による改正後の博物館法第三十一条第一項の指定を受けているものとみなされるもの（文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会が、この省令による改正後の博物館法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第二十四条第一項の要件を備えていると認めるものを除く。以下この条において「みなし指定施設」という。）についての新規則第二十五条の規定の適用については、同条中「前条第一項」とあるのは「前条第一項（令和十年三月三十一日までの間は、博物館法施行規則の一部を改正する省令（令和五年文部科学省令第二号）による改正前の博物館法施行規則（次条において「旧規則」という。）第二十条」とする。以下この条において「みなし指定施設についての新規則第二十六条の規定の適用については、同条中「法第三十一条第一項」とあるのは「博物館法の一部を改正する法律（令和四年法律第二十四号）による改正前の法（次条において「旧法」という。）第二十九条」と「第三十四条第一項」とあるのは「第二十四条第一項（令和十年三月三十一日までの間は、旧規則第二十条）」とする。

第三条 みなし指定施設についての新規則第二十七条の規定の適用については、同条第一項中「法第三十一条第一項」とあるのは、「旧法第二十九条」とする。

第四条 みなし指定施設は、令和十年三月三十日までに、新規則第二十四条第一項の要件を備えている旨の文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の確認を受けるよう努めなければならない。

## (社会教育調査規則の一部改正)

第二条 社会教育調査規則（昭和三十五年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

	改	正	後
(定義)			
第三条 [略]			
一～八 [略]			
九 指定施設			
指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。）の教育委員会が指定した博物館に相当する施設をいう。			
十～十五 [略]			
(調査事項)			
第五条 [略]			
一～三 [略]			
四 博物館調査			
1～3 [略]			
4 博物館、指定施設又は博物館類似施設の別			
5 [略]			
(報告の義務及び方法等)			
第六条 [略]			
[略]			
博物館、指定施設及び博物館類似施設の長			
前条第一項第四号の事項			

	改	正	前
(定義)			
第三条 [同上]			
一～八 [同上]			
九 博物館相当施設			
指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。）の教育委員会が指定した博物館に相当する施設をいう。			
十～十五 [同上]			
(調査事項)			
第五条 [同上]			
一～三 [同上]			
四 博物館調査			
1～3 [同上]			
4 博物館、博物館相当施設又は博物館類似施設の別			
5 [同上]			
(報告の義務及び方法等)			
第六条 [同上]			
[同上]			
博物館、博物館相当施設及び博物館類似施設の長			
前条第一項第四号の事項			

2

[略]

一 国立の指定施設及び博物館類似施設並びに独立行政法人が設置する指定施設、博物館類似施設、青少年教育施設、女性教育施設、体育施設及び劇場、音楽堂等の長は、文部科学大臣の指定する期日までに文部科学大臣に提出する。

二 都道府県立の図書館、図書館同種施設、博物館、指定施設、博物館類似施設、青少年教育施設、女性教育施設、体育施設、劇場、音楽堂等及び生涯学習センター、都道府県が設立団体である地方独立行政法人が設置する指定施設及び博物館類似施設並びに私立の公民館、図書館、博物館、指定施設及び女性教育施設の長は、都道府県の教育委員会に提出する。

三 市町村立の公民館、公民館類似施設、図書館、図書館同種施設、博物館、指定施設、博物館類似施設、青少年教育施設、女性教育施設、体育施設、劇場、音楽堂等及び生涯学習センター、市町村が設立団体である地方独立行政法人（都道府県を設立団体に含む場合を除く。）が設置する指定施設及び博物館類似施設並びに私立の博物館類似施設、体育施設及び劇場、音楽堂等の長は、市町村の教育委員会に提出する。

(調査票の配布等)

**第八条** 令別表第四の二の項第四欄第一号の文部科学省令で定める都道府県の教育委員会が調査すべき社会教育施設は、都道府県立の図書館、図書館同種施設、博物館、指定施設、博物館類似施設、青少年教育施設、女性教育施設、体育施設、劇場、音楽堂等及び生涯学習センター、市町村が設立団体である地方独立行政法人（都道府県を設立団体に含む場合を除く。）が設置する指定施設及び博物館類似施設並びに私立の博物館類似施設、体育施設及び劇場、音楽堂等の長は、市町村の教育委員会に提出する。

(調査票の配布等)

備考 表中の「」の記載は注記である。

(沖縄の復帰に伴う文部省関係省令の適用の特別措置等に関する省令の一部改正)

**第四条** 沖縄の復帰に伴う文部省関係省令の適用の特別措置等に関する省令（昭和四十七年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改

正

後

改

正

前

(学芸員の資格認定の受験資格等に関する経過措置)

**第十六条** 法の施行前に琉球政府が設置する施設で博物館の事業に類する事業を行うものにおいて学芸員若しくは学芸員補の職に相当する職にあつた期間又は法の施行後に沖縄県に所在する博物館において沖縄特別措置令第二十四条第一項の規定による資格に基づいて学芸員の職にあつた期間は、博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）第五条第二号及び第三号、第九条第二号及び第二号並びに第十二条第一項の規定の適用については、それぞれ、学芸員補の職に行つた期間とみなす。

2

[同上]

一 国立の博物館相当施設及び博物館類似施設並びに独立行政法人が設置する博物館相当施設、博物館類似施設、青少年教育施設、女性教育施設、体育施設及び劇場、音楽堂等の長は、文部科学大臣の指定する期日までに文部科学大臣に提出する。

二 都道府県立の図書館、図書館同種施設、博物館、博物館相当施設、博物館類似施設、青少年教育施設、女性教育施設、体育施設、劇場、音楽堂等及び生涯学習センター、都道府県が設立団体である地方独立行政法人が設置する博物館相当施設及び博物館類似施設並びに私立の公民館、図書館、博物館、博物館相当施設及び女性教育施設の長は、都道府県の教育委員会に提出する。

三 市町村立の公民館、公民館類似施設、図書館、図書館同種施設、博物館、博物館相当施設、博物館類似施設、青少年教育施設、女性教育施設、体育施設、劇場、音楽堂等及び生涯学習センター、市町村が設立団体である地方独立行政法人（都道府県を設立団体に含む場合を除く。）が設置する博物館相当施設及び博物館類似施設並びに私立の博物館類似施設、体育施設及び劇場、音楽堂等の長は、市町村の教育委員会に提出する。

(調査票の配布等)

**第八条** 令別表第四の二の項第四欄第一号の文部科学省令で定める都道府県の教育委員会が調査すべき社会教育施設は、都道府県立の図書館、図書館同種施設、博物館、博物館相当施設、博物館類似施設、青少年教育施設、女性教育施設、体育施設、劇場、音楽堂等及び生涯学習センター、都道府県が設立団体である地方独立行政法人が設置する博物館相当施設及び博物館類似施設並びに私立の公民館、図書館、博物館、博物館相当施設及び女性教育施設とする。

2 令別表第四の二の項第六欄第一号の文部科学省令で定める市町村の教育委員会が調査すべき社会教育施設は、市町村立の公民館、公民館類似施設、図書館、図書館同種施設、博物館、博物館相当施設、博物館類似施設、青少年教育施設、女性教育施設、体育施設、劇場、音楽堂等及び生涯学習センター、市町村が設立団体である地方独立行政法人（都道府県を設立団体に含む場合を除く。）が設置する博物館相当施設及び博物館類似施設並びに私立の博物館類似施設、体育施設及び劇場、音楽堂等とする。

(学芸員の資格認定の受験資格等に関する経過措置)

**第十六条** 法の施行前に琉球政府が設置する施設で博物館の事業に類する事業を行なうものにおいて学芸員若しくは学芸員補の職に相当する職にあつた期間又は法の施行後に沖縄県に所在する博物館において沖縄特別措置令第二十四条第一項の規定による資格に基づいて学芸員の職にあつた期間は、博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）第五条第二号及び第三号、第九条第三号並びに第十二条第一項の規定の適用については、それぞれ、学芸員補の職に行つた期間とみなす。

(国立大学法人法施行規則の一部改正)  
**第五条** 国立大学法人法施行規則(平成二十一年五月二十二日付)

**五条** 国立大学法人法施行規則（平成十五年文部科学省令第五十七号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定に

第二十七条

博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）第二十三条及び第二十五条

二〇四

**備考** 表中の「」の記載は注記である。

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一条の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年二月十日

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部

行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則の一部を改正する省令感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和四年厚生労働省令第百六十五号）附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）附則第二項において「旧予防接種実施規則」という）の一部を次の表のように改正する。

## （新型コロナウイルス感染症の予防接種の初回接種）

**第七条** 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の初回接種（次項、次条及び附則第十二条において「初回接種」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

一  
(削る)  
(略)

第二十七条 [同上]

一 博物館法施

二  
同

同号中「博物館相当施設、博物館類似施設、青少年教育施設、女性教育施設、体育施設及び劇場、音楽堂等」とあるのは、「博物館相当施設及び博物館類似施設」と読み替えるものとする。

品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたものであつて、イムエラ・メラン及びダベソメランを含まないものに限る。」を二十日以上上の間隔をおいて二回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする方法

2  
(略)

二三四

2

## 第一期追加接種)

## 防接種の第一期追加接種（次項、次条及 付則第十九条二〇六）<sup>一</sup>、第二期追加接種

いうのは、次の各号に掲げるいづれかの方法により行うものとする。

(削り) (里) 二 前条

二 開

二 前条第一項第二号に掲げるワクチンを

て一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・二ミリリットルとする方法

2  
略

2